

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、当該日付と同日)

告示

鳥取県告示第八百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野口産婦人科クリニック	鳥取市西品治八三六一	昭和六十三年七月五日

中尾耳鼻咽喉科	米子市角盤町一丁目六三一六	昭和六十三年七月十日
野坂医院巣分院	米子市蚊屋二八一一一	昭和六十三年七月十一日

森田医院	米子市上福原一六一四	昭和六十三年七月五日
岡田医院花出張	八頭郡郡家町大字花二九四	昭和六十三年七月二日

木下内科医院	米子市河崎九八七	昭和六十三年七月五日
鈍砲刀剣類所持等取締法による聴聞（生活保安課）	八頭郡郡家町大字花二九四	昭和六十三年七月二日

- ◆選管告示
- 選舉管理委員会の招集
- ◆公安告示
- 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞（生活保安課）
- ◆公 告
- 獵銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

上山薬局	鳥取市美萩野二丁目一一八一 二二	昭和六十三年七月二日
益本産婦人科医院	米子市旗ヶ崎六〇〇一 一	昭和六十三年七月一日
新納歯科大崎医院	米子市大崎一七一五	"
永田歯科医院	倉吉市新町二丁目二四六一	"
有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目三三三	"
医療法人清和会 垣田病院	倉吉市上井三〇二一 一	"
皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目七一八	"
山田歯科医院	八頭郡河原町大字佐賀七五六	"
梶谷医院	米子市大崎三〇三五	"
林医院	米子市東町一五四	"
安陪内科医院	米子市西福原一五五六一一七	"
医療法人社団愛生会長田産科婦人科医院	米子市上後藤三一三一 一	"
谷口歯科医院	八頭郡八東町大字北山九六一	昭和六十三年七月八日
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三一 一	昭和六十三年七月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
安陪 隆明	鳥医第三、七四五五号	昭和六十三年六月十一日
大谷 いずみ	鳥医第三、七四七号	"
河内 哲夫	鳥医第三、七四八号	"
田嶋 三登利	鳥医第三、七四九号	"
足立 正光	鳥医第三、七五〇号	"
澤田 喜博	鳥医第三、七五一号	"
平田 成正	鳥医第三、七五二号	"
田中 保則	鳥医第三、七五二号	"

3 昭和63年9月9日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第八百四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
大森生協診療所	鳥取市西品治八〇六	昭和六十三年八月十五日
森内科医院	米子市石井六九九一一	昭和六十三年八月三十二日

鳥取県告示第八百五十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大月歯科医院	倉吉市上井旭北三二〇一八	昭和六十三年七月五日
森内科医院	米子市石井六九九一一	昭和六十三年八月八日

鳥取県告示第八百五十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間の終了の年月日
鳥取生協病院附 鳥取生協病院附 所属大森生協診療所	鳥取市西品治八二九一一二一	昭和六十三年八月二十九日

鳥取県告示第八百五十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十三年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名 称及び所在地	收去場所	飼料の名称	試験結果の概要												その他の 備考
			製 造 年 月 日	粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗纖維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	りん (%)	揮発性 塩基性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペプシ ン消化 (%)	D C P	T D N	M E (kcal/kg)
神戸市 協同飼料株式会 社神戸工場 店	倉吉市小鷦 有限公司桑田商 店	ママ・8-ソフト ママ・7-マイルド 黒ハイコロ10 トッペース マルチパワー	63.7 63.7 63.8 63.7	19.7 22.3 17.2 16.0	7.0 3.8 5.0 2.6	2.1 0.2 4.3 3.0	5.3 5.9 0.68 0.82	0.89 1.09 0.60 0.66	0.78 0.84 0.67 0.67	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
神戸市 日本農産工業株 式会社神戸工場	倉吉市広榮町 鳥取ノーサン商 事株式会社	仔後期用配合飼料 ビューアB (@)ノーサン印ブロイラー 肥育後期用配合飼料 フェニス ノーサン印子豚人工乳後 期用配合飼料 スーパーミルコT (@)ノーサン印子豚人工乳 後期用配合飼料 ネオサイニアB (@)ノーサン印醣豚飼育用 配合飼料 ブリードS ノーサン印肉用牛肥育用 配合飼料 コスモボップ	63.7 63.7 63.7 63.7 63.7 63.7 63.7 63.7 63.7 63.7	18.3 6.5 1.8 6.7 2.1 5.7 12.6 3.2 2.9 3.5	6.5 1.8 4.7 2.1 5.7 1.29 3.2 2.9 5.1 3.2	1.8 2.6 0.95 2.1 1.29 0.74 0.92 0.75 0.81 0.66	5.9 5.2 5.2 6.7 5.7 5.8 0.92 0.75 0.81 0.71	5.2 5.8 1.04 1.29 1.29 1.04 0.64 0.69 0.71 0.52	0.92 1.09 0.60 0.67 0.74 0.74 0.64 0.69 0.71 0.52	0.64 0.84 0.67 0.66 0.74 0.74 0.64 0.69 0.71 0.52	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —
知多市 日本農産工業株 式会社知多工場	倉吉市上井320 —11	くろあい配合飼料 くろ金ベレット くろあい配合飼料 くろあい配合飼料	63.7 63.7	16.8 12.5	3.5 3.8	2.2 3.9	4.4 4.4	0.66 0.66	0.54 0.54	— —	— —	— —	— —	— —	— —
神戸市 近畿くみあい飼 料株式会社本社	鳥取県経済農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

日曜金 田 9 円 63 和昭 5

昭和63年9月9日 金曜日

鳥取県公報

工場	協同組合連合会	キンぐみあい標準配合飼料 キングビーフトップ前期	63.7	14.9	3.1	4.8	6.0	0.93	0.69					
倉吉支所		くみあい標準配合飼料 ペワニアップパンチA	63.7	17.6	4.5	2.0	4.8	0.84	0.61					
境港市		くみあい標準配合飼料 ペグマイトC夏季用	63.7	16.2	4.6	1.9	4.1	0.66	0.57					
山陰くみあい飼 料株式会社		くみあい標準配合飼料 スープーハイブリード72	63.7	15.2	3.1	3.2	5.9	1.02	0.77					

注 1 飼料の名称の欄中「●」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第八百五十四号

光徳土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）小竹地区農業用用排水）の認可申請について、審査した結果適正と決定したので土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のことおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 次

III 縦覧に供する場所

名和町役場及び西伯郡名和町大字御来屋三一八光徳土地改良区事務所
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ねしむ。

鳥取県告示第八百五十五号

光徳土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）倉谷地区農業用用排水）の認可申請について、審査した結果適正と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のことおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 三 縦覧に供する期間

昭和六十三年九月十日から二十日間

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業（農地農業用施設災害復旧事業石脇地区区画整理）を昭和六十三年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 三 縦覧に供する期間
昭和六十三年九月十日から二十日間
- 四 縦覧に供する場所
名和町役場及び西伯郡名和町大字御来屋三一八光徳土地改良区事務所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十八号

東伯町が行う土地改良事業に係る野井倉地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
昭和六十三年九月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年九月九日

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鴨ヶ池土改改良区	団体営ため池等整備事業福万地区た め池等整備	昭和六十三年三月二十日

る。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字良源寺一九四五の一、一九四五の一二、大字関金宿字上割二三九七の五、二三九八の二（次の図に示す部分に限る。）、二三九八の六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

鳥取県告示第八百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭東平八〇八の一九、八〇八の二九、
八〇八の三一から八〇八の三五まで
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第八百六十二号
昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字山口字良源寺一九四五の一、一九四五の一二
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第八百六十三号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和六十三年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一日時 昭和六十三年九月十三日（火）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
- 三 議題

- 1 鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について
 2 委員長の権限に属する事務を事務局長に委任する事項の全部改正について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）第十一[第一]項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行ひのう、同条第1項の規定により告白する。

昭和六十三年九月九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聽聞の期日及び場所

昭和六十三年九月二十一日 午後1時から

鳥取市東町一丁目1110 鳥取県公安委員会警備課（鳥取県上本庄印七陸）

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市秋里九五〇一七

稻村 篤

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和63年9月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により獵銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現行法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて獵銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場 所	受講 対象者
初心者講習	昭和63年10月13日	午前10時30分から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第2庁舎5階	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
		午後4時00分まで	第21会議室	

県取公課

経験者講習	昭和63年10月7日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市瓶町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、津口、 黒坂、八橋及び倉吉の各警察署の管内に居住する者	ア 猿銃及び空気銃の所持に関する法令 イ 猿銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
	昭和63年10月25日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第2庁舎5階 第21会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者	5 考査 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
				6 受講申込手続 所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
3 受講対象者	(1) 初心者講習	鳥取県内に住所を有する者で、狩獵、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猿銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの	7 講習受講手数料及びその納付方法 (1) 講習受講手数料 ア 初心者講習 3,000円 イ 経験者講習 1,500円	
	(2) 経験者講習	鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猿銃又は空気銃を所持している者 イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猿銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者 ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者	(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書により付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 8 携行品 筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）	
4 講習時間及び講習課目	(1) 講習時間 ア 初心者講習 4時間 イ 経験者講習 2時間30分			
	(2) 講習課目			